

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法



平成二四年五月一日法律第31号

## 概要

病原性の高い新型インフルエンザや未知の感染症は、いつ発生してもおかしくない状況にあり、その対策の強化を図ることは、危機管理上、緊急の課題である。このうちの状況の中で、平成二四年四月二七日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立し、同年五月一日に公布された。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、体制整備として、行動計画等の作成、国・地方自治体の対策本部の設置について定めるとともに、発生の際の措置として海外発生時の水際対策、一般国民に先行してワクチンを接種する仕組みである特定接種、住民に対する予防接種、外出自粛要請、実行場所の施設使用制限、医療機関体制の確保等について定めている。

## 1はじめに

病原性の高い新型インフルエンザや未知の感染症は、いつ発生してもおかしくない状況にあり、その対策の強化を図ることは、危機管理上、緊急の課題である。

第一回の国会で成立した「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成二四年法律第三一号)以下「特措法」という)は、まさに健康と国民生活・経済にわたる総合的な危機管理法

として制定された。以下、特措法について解説する。

## 2新型インフルエンザ等とは

特措法の対象は、「新型インフルエンザ等」(二条一号)であるが、これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成一〇年法律第一四号)以下「感染症法」という)六条十項に定められた「新型インフルエンザ等感染症」以外にもう一つある。それは、

「新感染症」(感染症法八条九項。症状が重篤な未知の感染症)であって、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるもの」については、新型インフルエンザ等感染症と同様のインバウトをもち、健康危機管理及び社会の危機管理を要するものとの観点から、これを特措法の対象に含めている。

また、特措法は、病原性の高い新型インフルエンザ等を一番の念頭においてつくられているが、通常、発生当初の時点ではその病原性が明らかではない場合が多いと考えられ、そういう場合にも特措法による政府対策本部の設置などの所要の対策が動き出す必要があるため、病原性が明らかとなっていないものも基本的には特措法の対象としている。

いわゆる「新型インフルエンザ」とは新型インフルエンザ等感染症のことであるが、新たに人から人に感染する能力を有することとなつたインフルエンザウイルスを宿主とする人の感染症のインフルエンザと、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過したインフルエンザが再興したものの中核である。毎年流行を繰り返している季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、人々から多くの感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的混乱を引き起こすことが懸念される。

過去に発生した例をみると、一〇世纪では、一九一八年(大正七年)一九年にかけて発生したスペインインフルエンザのパンデミックが最大で、世界中で約四〇〇万人が死んだと推定されており、我が国でも約三九万人が死亡した。まだ、一九五七年(昭和三二年)にはアジアインフルエンザ、一九六八年(昭和四三年)には香港インフルエンザが発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に、鳥の間でH5N1型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、死する例も報告されている(平成二四年九月一八日現在で感染者六〇八名うち死亡した人は三五九名(毎日新聞))。このうちの鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

この新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、隨時最新の対策的見解を踏まえて見直すことが必要であるが、新型インフルエンザ対策行動計画(平成二三年九月二〇日)においては、一つの想定として、過去に世界的大流行をしたインフルエンザのデータを

参考に死者数等の想定を行っている。

この想定は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による対策の効果は推計の前提とはしていかないが、重度の新型インフルエンザが発生・流行した場合には、死亡者の上限は約六四万人になると推計されている。まだ、社会・経済的な影響としては、被災員本人の罹患や家族の罹患等により、被災員の最大四〇%程度が欠勤することが想定されることとともに、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があると予想されている。

また、新感染症についても、一〇〇三年(平成一五年)二月、二一世紀になってから初の新感染症SARSが出現し、アジア地域を中心に瞬く間に世界各地に広がり、世界的な警戒となつたことは記憶に新しいところである。SARSの出現に対して、WHOは、三月二一日にいち早く世界的警報を発表し、その後、SARSの症例定義を発表し、疾患の特徴を明らかに、渡航延期の勧告を遅やかに行なうなど、SARSの封じ込めに向けて強い決意を示しつつ、迅速な対応を行った。我が国においても、一〇〇三年(平成一五年)四月に、SARSを感染症法上の新感染症として位置づけ、複数の疫学調査などの対策が講じられた。

## 3これまでの取組

我が国では、一〇〇五年(平成一七年)一一

月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、科学的情知見の蓄積を踏まえ、数次にわたり部分的な改定を行ってきた。まだ、一〇〇八年(平成一〇年)四月、第一六九回国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検査法の一部を改正する法律(平成一〇年法律第三〇号)」が成立し、新型インフルエンザを入院措置、検査等が可能な感染症として位置づけるなど新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、一〇〇九年(平成一一年)一月行動計画の抜本的な改定を行った。

## 4経緯と背景

一〇〇九年(平成一一年)四月、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで発生され、世界的大流行となり、我が国でも発生後一年余で約一〇〇〇万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約一・八万人、死亡者数は二〇三人であり、諸外国と比較して非常に低い水準にとどまった。新型インフルエンザ(A/H1N1)の病原性は比較的弱いものにとどまつたが、この対策実施を通じて、実際の現場での選別や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

他方で、病原性の高い新型インフルエンザ発

生の可能性に変わりはなく、病原性が季節性並みであつたこの新型インフルエンザ（A／日本／1／2009）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまよ延する場合に備え、これが認識された。

このため、一〇一年（平成二三年）九月、この状況の中で、同年一月、関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ対策のためには法制度の論点整理」が取りまとめられ、公表された。この論点整理をもとに、法制度の必要性や法的枠組みについて与野党の勉強会の開催や全国知事会・全国市長会・全国町村会・日本医師会や病院団体等の医療関係団体、経済団体、労働団体、学生労働者・専門家等幅広い関係団体との精力的な意見交換が行われた。

その後、一〇一年（平成二四年）一月、関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ対策のための法的たまき合」が取りまとめられ、公表された。このたまき合についても、地方公共団体関係者との実務者検討協議会や学識

経験者の意見を聞く場を通じて、議論がなされ、法案の内容が固まり、同年三月九日、「新型インフルエンザ等対策法」が閣議決定、国会提出を受け、三月から四月にかけて衆議院内閣委員会を中心に国会で審議され、同年四月二七日に成立、五月一一日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成二四年法律第三二号）が公布された。

（図表1 参照）。

図表1 法律の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新型感染症のためには、新型インフルエンザ等対策のための法的たまき合によるものである。国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最も大きいようにする。

1. 体制整備等

- (1) 行動計画等の作成
  - ① 国地公団体の行動計画の作成、物資・医材の備蓄、訓練、国民への周知の普及
  - ② 指定公的機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成
  - ③ 権利に制限が加えられるときであつても、当該緊急事態に必要な限りの市町村の財産本部を設置
  - ④ 衛生行政が、もとより定期検査（登録事業者等の従業員に対する定期的不防衛措置）の実施
  - ⑤ 健康管理者又は衛生生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の監督を受けるもの
  - ⑥ 海外発生時の水際対策の取扱い実施

図表2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- (1) 行動計画等の制定等の要請・指示（特政負担）
  - ① 外出自由の要請、旅行規制、植物等の予防接種の実施（国によるもの）
  - ② 性別による予防接種の実施
  - ③ 医療機関の運送の要請・指揮
  - ④ 緊急物資の運送の要請・指揮
  - ⑤ 政令で定める特定物資の充填しの要請・収用
  - ⑥ 燐露・火葬の特許
  - ⑦ 生活必需物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の適用）
  - ⑧ 行政上の緊急事態の延長等
  - ⑨ 政府開示金銭機関等による融資

○ 施行期日：公布の日（平成24年5月11日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
○ 法令解説資料総覧372号

かつ、これにかかる場合の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もつて新型インフルエンザ等の発生時ににおいて国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

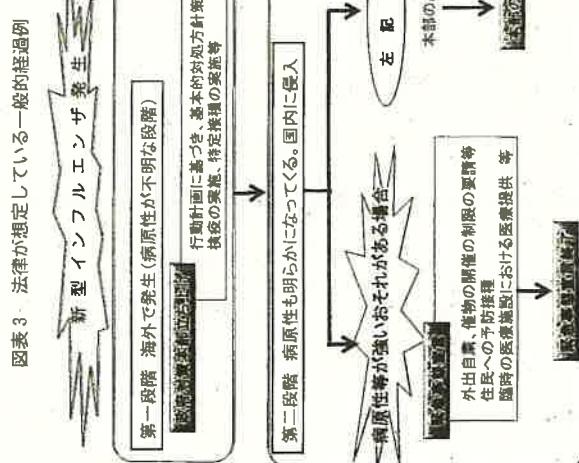
特措法の対象となる「新型インフルエンザ等」とは、感染症で定義されていて、その明確な体制を構築する。

図表2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

- 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- 2. 必要な対策のための迅速な体制を構築する。

→迅速な対策のためには、感染症の発生時に至らせない。

図表3 法律が想定している一般的な経過



界で蓄積されていき、発生した新型インフルエンザ等による症候が非常に重篤なものであり、国内でも発生をしており、社会的な混乱が懸念されること判断される場合には、政府対策本部長から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされれる。政府の体制は、このように病原性等についての科学的な判断を踏まえた慎重な「段階構造」などである。もちろん、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行つた場合であつても、さらに症例が増加して病原性がそれほど強いものではないと分かれれば遅やかに新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をする」としている。

## 2 総則（第一章）

新型インフルエンザ等対策の実施について、国や地方公共団体に対してその業務を講じてはいるが、国や地方公共団体のみでは十分な機能を持つことができないことから、通常時から事業として行つてゐる民間法人の協力をいただくこととしている。災害対策基本法や事業規制法でもおなじみの指定公共機関制度である。特措法では、感染症対策としての特殊性から、他法にはない「医療・医薬品・医療機器の製造販売」

が例示として追加で明記されている（一八条十号）。

さらに、「特定機種の対象となる登録事業者（一八条、四条三項）に対しても、医療提供、国民生活及び国民経済の安定に寄与するため、まん延時ににおいても事業を継続することが努力義務として課されている。

(1) 国・地方公共団体等の責務（二条、四条）  
① 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めることや、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保することとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めることとされている。

(2) 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区構に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において關係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有す

る。  
③ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

④ 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めること。新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に關し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑤ 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(2) 基本人権の尊重（五条）  
新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであつても、その制限は必要最小限のものでなければならぬ。

## 3 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第二章関係）

(1) 政府行動計画等（六条、九条）  
新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成する。実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のワイルスの特徴などを予測することは不可能で

あるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を余儀なくしつゝ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。政府行動計画等を定めるに当たっては、対策が科学的・合理的なものとなるよう、学識経験者の意見を聞く仕組みも盛り込まれている（六条五項）。また、指定（地方）公共機関においても、政府行動計画等に基づき業務計画を作成する。

### (2) 訓練（一一条）

新型インフルエンザ等の発生時に、国をはじめとした多数の関係機関が連携しつつ的確かつ迅速に対策を実施するためには、平時から十分に訓練を行つておくことが重要である。指定（地方）行政機関の長等は、それぞれの計画に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。

### (3) 知識の普及等（一二条）

四条に規定される事業者及び国民の責務に対応して、国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識の普及、新型インフルエンザ等対策の重要性に関する国民の理解と警心を深めるための啓発に努めなければならないこととされている。

## 4 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第三章関係）

全国的かつ急速にまん延するという新型インフルエンザ等の特性と通報・連絡等により広域にわたり人々日常的に移動している現実を踏まえ

れば、国、都道府県及び市町村の対策実施の整合性を図ることが重要である。このため、政府行動計画は、国から始まり都道府県、市町村といふように階層的に作成されることとされており、発生時においては、国の政府対策本部において、発生したワイルスの特性や感染障壁の判断といった医学・公衆衛生学的知見を的確に反映させて、政府行動計画に盛り込まれている

措置の中からどれぞ、どのように実施するかを明示する基本的対処方針を作成（一八条）、これにより講ずべき措置を機動的に国全体に示し、国、地方公共団体、民間が整合的な措置を取りうるように構成されている。

### (1) 政府対策本部等の設置（一二条、一八条、一二〇条、一二一条、一二四条）

① 内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その病状の程度が、季節性インフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、臨時に内閣に政府対策本部を設置（一二条）し、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定める（一八条）。基本的対処方針とは、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもので、発生したワイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性・実行可能性及び対策そのものが社

会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。また、基本的対処方針を定めるに当たっては、対策が科学的・合理的なものとなるよう、学識経験者の意見を聞く仕組みも盛り込まれている（一八条四項）。

② 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定（地方）行政機関の長や指定公共機関に対し、指定（地方）行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるとしている（一二〇条一項）。

③ 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置する。都道府県対策本部長は、都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び隣接市町村並びに關係指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるとしている（一二四条一項）。

④ 特定機種（一八条）  
政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、登録事業者等に対する特定機種を行うこと等を指示することができるとしてされている。この

特定接種とは登録事業者に対して国民に先んじて実施する予防接種であり、民間の登録事業者に対し迅速に接種するため、国が地方公共団体や登録事業者等の関係者の協力を得ながら実施することとされている。

(3) 運航検査のための停留施設の使用、航空機等の運航制限の要請(二九条、三〇条)

は、検査等に基づき、水際対策を実施する。  
① 新型インフルエンザ等の発生当初においては、ウイルスの侵入を完全に防ぐためのものではないとの前提に立ったうえで、ウイルスの病原性や感染力、海外の状況等を勘案して合理的な範囲で実施する。

検査を実施するに当たって、人材資源を集中的に投入し、検査を適切に行うため必要なときは、検査実施のための海空港を敷設することができる(検疫を行なう港及び飛行場(特定検疫港等)を定めることができる)こととされている(二九条一項)。

また、検疫所長は、検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検査を適切に行なうため必要があり、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしない、又は管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないとときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができるとしてされている(二九条五項)。

② 政府政策本部長は、厚生労働大臣から、検疫のための停留施設の使用の措置を講じても停

留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいる航空機等の運航を行なう事業者に対し、来航を制限するよう要請することができるとしてされている(三〇条)。

(4) 医療等の実施の要請等(三一条)

医療提供能力を超える、医療を提供すれば重症化するが死亡まではしない人であっても、医療提供が行えないため死亡してしまう可能性が高まり、重症者も重症化する人が多くなることが発生したときに最も重要なことは、やはり医療を確保することである。このため、都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所・期間その他必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種、予防接種を行うよう要請することができ(三一条一項、二項)。さらには、正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるとき限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行なべきことを指示することができるとされている(三一条三項)。なお、要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行なう医療関係者が、そのため死にたり、疾病にかかっておりたときは、都道府県知事は、その損害を補償する仕組みを盛り込んでいる(六三条)。予防

接種の実施の要請。指示を受けた医療関係者は構成の対象外)。

## 5 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第四章 関係

### (1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(三二一条)

政府政策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な影響を与える恐れがある、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある等の要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生したと認めるとときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその概要の公示(以下「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という)をすることとされている。新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混亂を招いてしまうおそれが生じるような事態であることを、国民に分かりやすく周知するためのツールであり、個別の緊急事態措置を行うための第一のトリガーという機能を持つ。政府政策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行なった場合、基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定め、これに基づき、地域の実情を踏まえつつ、各地域において必要な緊急事態措置が実施されることとなる。

10

法令解説資料編纂372号

また、政府政策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をすることとされている(三二一条五項)。

(2) 政府政策本部長等の指示、市町村対策本部の設置(三三三条、三四条)

政府政策本部長及び都道府県政策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特に必要があると認めるとときは、関係行政機関の長、指定(地方)公共機関に対し、必要な指示をすることができるとしてされている。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置することとされている。

(3) まん延の防止に関する措置

① 不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等(四五条)

個別の社会的対策として、感染しやすい人混みなどを抑制していくという伝統的な公衆衛生対策を盛り込んでいる。都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出自粛等を要請することができるほか、学校、社会福祉施設などの多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対して、当該施設の使用の制限等を講ずるよう要請・指示を示すことができるとしている。これらは、国内発生早期に患者発生のピークを後ろにすらすため、あるいは患者数がこれ以上増加した場合には医療体制が破たんするおそれ

があるような場合に、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間(新型インフルエンザの場合)発生しなければ明確ではないが、インフルエンザウイルスとしての共通性があるとすれば、おおむね一週間程度を想定並びに発生状況を考慮して知事が期間を指定して行い、使用制限等の要請・指示をした施設については公表される。なお、この不要不急の外出自粛要請はどちらか、施設の使用制限等の指示に従わなくとも罰則の対象とはならない。

② 住民に対する予防接種(四六条)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されている状況下において、緊急の必要があると認めるとときは、予防接種等に基づき住民に対する予防接種を実施することとし、基本的対処方針において対象者及び期間を定めることとされている。なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされない、すなわち病原性が弱いときには住民に対する予防接種を行う場合は、予防接種法六条三項に基づく臨時接種として行われることとなる。

(4) 医療等の提供体制の確保に関する措置(四八条、四九条)

都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生じると認める場合には、都道府県行動計画で定めところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない(四八条一項)。また、臨時の医療施設を迅速に開設するため、医療法、消防法、建築基準法による技術的基準の規定を適用

除外することとされている(四八条二~五項)。さらに、既存の医療施設を活用し、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要として、変更内容の届出でよいこととされている(四八条六項七項)。臨時の医療施設開設に必要な場合には、土地等を使用することができることとされ、正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができるとしている(四九条)。

(5) 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

① 電気等の安定的な供給等(五三三条、五四条)

新型インフルエンザ等緊急事態においても、国民生活を維持するためには、ライフライン等を維持する必要がある。このため、電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体並びに指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないとの責務を課している。また、運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業者及び一般信託事業者である指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信託便の確保に必要な措置を講じなければならないとの責務を課している。

② 物資の充渡しの要請等(五四条、五五条)

法令解説資料編纂372号

11

新型インフルエンザ等緊急事態においては、相当数のり患も想定され、国内感染者においては、重症者は入院させる一方、軽症者は在宅での療養となる。このため、経済活動が縮小されることなどが想定され、物流についてもその活動を実際にに行う場合まで、ワクチンを提供することができなくなる。

このような場合においても、国民の生命と健康を確保するための対策を講じられるよう、指定(地方)行政機関の長又は都道府県知事は、緊急物資の運送の要請を、医薬品の販売業者等である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配達を要請することができるとしてされている(五四条一項、二項)。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために必要があると認める場合に限り、輸送又は配達を指示することができるとしてされている(五四条三項)。

さらに、都道府県知事は、医薬品や食品等について、所有者に対して、売渡しを要請することができることとされており(五五条一項)、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認める場合に限り、収用することができるとしてされている(五五条二項)。また、新型インフルエンザ等緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等を確保するため緊急の必要がある

ときは、事業者に保管を命ずることができるとしてされている(五五条三項)。

#### ⑤ 墓地及び火葬の手続の特例(五六条)

新型インフルエンザ等の発生時ににおいて、大量的死者が発生し、埋葬を田舎に行なうことが困難となる場合も想定される(眞面目理定(スペインインフルエンザ並みの致死率であるとの仮定では、死者者の上限値は六四万人)。一方、新型インフルエンザ等により致した者の死体は、新型インフルエンザ等の感染源となりうるため、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二三年法律第四八号)以下「墓葬法」という)二三条において、死の判定を受いた者の蘇生する可能性が全くないことを確認するため一四時間以内の埋葬又は火葬を禁止しているところであるが、感染症法(三〇条においては、一四時間以内に埋葬又は火葬ができる特例規定を設けている)。このため、厚生労働大臣は、埋葬又は火葬を田舎に行なうことが困難な場合において、公衆衛生上の危険の発生を防止するため緊急の必要があるときは、墓葬法の手続の特例(死二四時出受理市町村以外の市町村でも死後診断書等により埋葬・火葬の許可を可能とする)、市町村による埋葬・火葬の許可がない場合でも墓地・火葬場の管理者による一定の手続のもと埋葬・火葬の実施を可能とすることを想定)を認めることができるとしてされている(五六条一項)。また、一時期に集中して死亡者が発生する等により、火葬能力の限界を超える事態に備え、都道府県知事は、埋葬又は火葬を行なうとする者が埋葬又は

火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危険の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行ななければならぬこととされている(五六条一項)。

#### ④ 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等(五七条)

新型インフルエンザ等緊急事態となつた場合に講ずる必要が生じると予想される特別措置であつて、その具体的な内容が事前に想定できるものについては、新型インフルエンザ発生時に緊急立派するのではなく、あらかじめ、国会から権限を受け、発生時ににおいて政令で指定して措置を実施できる仕組みを用意しておく必要がある。このため、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八五号)を準用し、行政上の権利利益に係る権利日の延長・期限内に履行されなかつた義務に係る免責等の措置を盛り込んでいる。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に政令を定めることによって、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等が可能となる。

#### ⑥ 生活必需物資等の価格の安定等(五八条)

新型インフルエンザ等の発生時ににおいては、生活必需物資等の供給不足やそうした供給不足が生じることへの不安等を理由として、物価の高騰や物資の買占めや差借し等が発生して、国民経済及び国民生活の双方に悪影響が生じるおそれがある。このため、指定(地方)行政機関又は地方公共団体の長は、価格の高騰・買占

め・売借しきらる供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画(都道府県行動計画、市町村行動計画)で定めるところにより、「生活必需物資等の買占め及び売借し等に対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講じなければならぬこととされている。

#### ⑥ 政策金融の実施等(六〇条、六一一条)

新型インフルエンザ等の発生時ににおいて、国民や事業者が生活や事業を立て直すために資金を必要とすることが想定され、融資条件の緩和等の特別の金融を行なうことにより、国民生活および国経済への影響を軽減できることが期待できる。このため、政府関係金融機関等は、償還期限・振替期間の延長や利率の低減等の適切な措置を講ずるよう努めること(六〇条)、日本銀行は、通貨・金銭の調節・金融機関間の資金流動の円滑の確保を図り、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならぬこと(六一一条)を盛り込んでいる。

#### 6 財政上の措置等(第五章関係)

##### ① 損失補償等(六二条)

国及び都道府県は、二九条五項に基づく検査のための停留施設の使用、四九条に基づく臨時一項から四項までに基づく医薬品・食料等の収用や保管といった処方が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

はならないこととされている(六二条一項)。「通常生ずべき損失」とは、社会通念上的一般的な事情の下において生ずる損失のことであり、特別の事情に基づく損失は含まれない。例えば、損失には、物そのものが滅失致損したことによる損失額・保管のために新たに支出した費用等のほか、保管をさせられなければ当然得られたであろう利益等が含まれる。また、医師・看護師等が三二条一項から三二項までに基づく要請・指示に従つて、患者等に対する医療や特定接種・予防接種を行なった場合、国及び都道府県は、実費弁償しなければならないこととされている(六二条二項)。

##### ② 損害補償(六三条)

医師・看護師等が三二条一項、三二項に基づく要請・指示に従つて、患者等に対する医療の提供を行なった場合、そのために死に至ったときは、その損害を補償しなければならないこととされている。なお、特定接種・予防接種の実施の要請・指示を受けた医師・看護師等はこの補償の対象とはならない。

##### ③ 国等の負担(六九条、七〇条)

新型インフルエンザ等が全国的にまん延し、短期間に數十万人規模の死に者が発生しうるという点で、大規模災害と類似する面があることにも踏まえ、国は、地方公共団体が支弁する特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の措置等、一定の措置に要する費用に対して、その二分の一を負担することとともに、地方公共団体の財政力(歳入歳出額)に応じた国庫負担率のかさ

上げ措置を講じることとしている。また、新型インフルエンザ等が発生した場合に被災に必要な費用がどの程度になるかについては、新型インフルエンザ等の病原性の程度や国内での流行状況により異なるものであるため、発生時の状況を踏まえて、地方公共団体が支弁する費用に対する必要な財政上の措置を講じることとしている(七〇条)。

#### 7 費則(第七章関係)

都道府県知事、指定(地方)行政機関の長の保管命令(五五条三項、四項)に従わず、特定期物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者に対し、六ヶ月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金、都道府県知事、指定(地方)行政機関の長による土地・家屋・物資又は特定期物資の立入査査(七二条一項、二項)を拒み、妨げ、若しくは逃走し、又は必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者に対し、三〇万円以下の罰金、さらには両罰規定が盛り込まれている(七六条・七八条)。

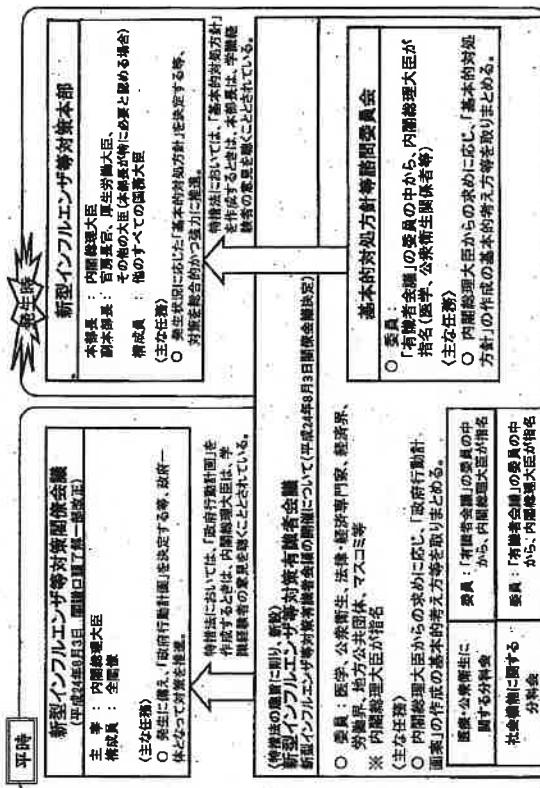
#### 8 施行期日

特措法は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている(附則一条)。

#### 6 おわりに

新型インフルエンザは、発生してみなければ

図表4 新型インフルエンザ対策に係る対象体制



半臓隔離者を一室に会する場として一〇一年（平成二四年）に設置された新型インフルエンザ等対策有識者会議（国表4参照）において、監視検討中であり、特措法が国民の生命・健康の保護と社会の危機管理に強力なものとなるよう、関係者・団体のご協力をお願いいたします。

（内閣官房新型インフルエンザ対策室 佐藤純）

その病原性などは判断しないものであるが、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有している。このため、新型インフルエンザの発生前には、新型インフルエンザに関する情報や発生時にどうべき行動などその対策に限る知識を得ることとともに、通常のインフルエンザと同様、手洗い・マスク着用などによる咳エチケット等の個人における感染予防策を実践するよう努めることが重要である。また、発生時ににおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましいであろう。さらに、新型インフルエンザの発生時には、発生状況や対応が実施されていなかったり、個々人における対策を実施するうまい方法がない場合、感染拡大を抑えるための個々人における対策を実施するよう努めていただきたい。

また、一般の事業者においては、新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが重要である。一方、今後、特措法における指定（地方）公共機関となる事業者については、それだけの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や從業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行なうことが重要であり、新型インフルエンザの発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を維持するよう努めることが重要である。

新型インフルエンザは目に見えず、不安が大きいものであるが、政府、地方公共団体、医療機関、経済界、労働界、家庭など官民一体となって、正しい情報により正しい行動がこれるようになに一步一歩力を合わせていかことが、国民の牛の健健康を守り社会を維持していくことにつながるとの認識を持つことが極めて重要である。

なお、特措法は、公布日から起算して一年を超えない範囲内において法令で定める日から施行することとしており、このため、施行に向け、新型インフルエンザ警戒・緊急事態宣言を行なう場合の要件や施設の使用制限の要請等の対応策などでの政策事項や、施行後に定めることとなる政府行動計画などの重要な事項について、法律解説、危機管理の専門家や地方団体等の幅広い

**自治体法務を担う職員のスキルアップや日常業務をサポートする、Webを利用した新サービス**

◆地方自治法関係の専門用語解説・事例解説・法律解説・条例解説・行政実例などの情報を検索することが可能

◆自治体の実務に必要な地方自治法関係の年間利用料　5,040円(税込)

この年間にごススメ

- 对外的文書作成術の根柢確立
- 政務立系の取扱取扱
- 管理監査や自己評価のための学習時間

<http://www.jichi-pedia.com>

**自治ベテニア**

東京都渋谷区渋谷2-10-17 TEL 0120-203-6544  
FAX 0120-3D2-6410  
<http://www.janchin.jp>



法令解說資料総覽

第377号(2013年6月号)

目次

価——1,750円 本体1,667円

年間購読料21,000円

弥英中田一編集人

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17  
堯行所——第一法規株式会社

十一

卷之三

土・日・祝日を除く 9:00~17:30

FAX 0120-302-040 (24時間受付)

次号予告  
▽法律解説 沖縄県における駐留軍  
用地の返還に伴つ特別措置に関する  
法律の一部を改正する法律／消費者  
安全法の一部を改正する法律／地方  
自治法の一部を改正する法律／災害  
時における石油の供給不足への対処  
等のための石油の備蓄の確保等に関する  
法律等の一部を改正する法律

■ 電子部品の販売や  
技術の開拓。半導体技術  
の発展へ貢献。

地獄主導時代に求められる法的執務の基礎能力を身につける  
第3次改訂版 法制執務の基礎知識 法令理解、条例の制定・改正の基礎能力の向上  
大蔵義彦（元参議院法務委員会）著者

**本書の特色**

- 法制度の前提となる法令、条例の構造理解や判別・  
施行の手続を具体的に解説
- 業務上、最も重要な「一部改正」の方法を、豊富な事  
例でていねいに解説

ご注文はWEBからも承ります。  
TEL 0120-203-694  
FAX 0120-302-640

## **自治体への影響とその対応行程をわかりやすく解説**

**自治体への影響とその対応に向けて**

本書の特色

これまでの地方分権改革の検討過程と今後の課題

東京都港区南青山2  
<http://www.o-nichi-hoku.com>